いじめ防止基本方針

札幌市立琴似小学校

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「琴似小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- ○学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- ○児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ○児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- ○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ○いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます

1.「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係に ある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む)であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、人間関係全体を心情や事実認識を整理しながら継続的・構造的に把握しながら認定していく。また、いじめられていても本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

2. いじめを未然に防止するために

く児童に対して>

・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。

- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を 育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを特別の教科 道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児 童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の 人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

<学校全体として>

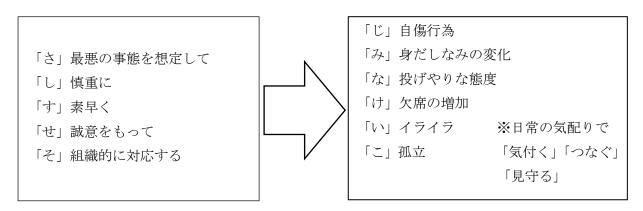
- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を毎年実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教 職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・児童会では、思いやりや命の大切さを育む活動の取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り 等で伝え、理解と協力をお願いする。
- ・「いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するなどにより、学校の方針を保護者や地域 住民が確認できるようにする。

3.「いじめ」の早期発見・早期対応について

いじめは、不登校や自殺にまで発展する可能性のある問題である。早期発見・早期対応が何より肝心である。私たち一人一人の目、子どもたちのたくさんの目で見守り、「いじめの兆候を見逃さない」「気になることは必ず伝える」という、報連相を常に意識した教育活動が大切である。



また、教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめやからかいを助長したりすること のないよう、細心の注意を払う必要もある。日ごろより、児童一人一人を大切にする教師の意識や 日常的な態度が何よりも重要となる。

<早期発見にむけて…「変化に気付く」>

- ・座席をほんの少し離している
- ・給食を特定の子から配善されるのを拒否している
- ・特定の子どもを椰揄する言葉が出る
- ・ すれちがう時、わざと遠くに離れるようとする素振りを見せる など

<相談ができる…「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、校内いじめ防止対策委員会 を通して校内で情報を共有するようにする。

<早期の解決を…「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめることをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、 学校と連携し合っていくことを伝えていく。

<事実関係の確かな把握>

- ・複数の児童が関わっている場合は、一人一人個別に聞き取りをすることが原則。
- ・当事者である児童だけでなく、周辺にいた児童にも必ず行う。 5 W 1 H を問う質問。加害の具体的な行為や言葉、回数、部位などをできるだけ具体的に把握する。

〇誰が誰をいじめているのか? 【加害者と被害者の確認】 〇いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】 〇どのようないじめか? どんな被害を受けたか? 【内容】 〇いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】 〇いつ頃からどれくらい続いているのか? 【期間】

4. 子どもたちをいじめに向かわせない学級・学年・学校づくり

教育活動の基盤となるのは、子ども理解であると考える。子ども理解の充実を図るとともに、人間 形成の基盤を担う小学校教育において、次のことを大切にしながら、子どもたちに『共に生きる力』 を育て、安心して生活できる場の提供をしていく。

- ・相手の気持ちや立場を尊重し、支え合おうとする「思いやりの心」を育てる。
- ・互いの思いや考えを分かち合い、喜怒哀楽や感動を共有することによって、自分らしさ、 自分のよさを感じ取らせる。
- ・どの子にも、努力すればできるようになるという自信をもたせ、自己肯定感を高める。
- ・自分とは違う見方や考え方があることを受け入れることによって、自分の物の見方や考 え方を広げ、思考力・判断力を高めていく。



- ・教育活動全体を通して、互いを思いやり、尊重し、自他の生命や人権を大切にしようとする意識を高める日常的な指導を積み重ねる。
- ・行事や集会、縦割り活動など、全校児童が集い、協力して活動する機会を生かし、心を耕すことを意識した積極的な働きかけを行う。
- ・特別の教科道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、「いじめを許さない」「絶対に見過ごさない」という学級風土を築いていく。
- ・学級活動や児童活動において、「ピア・サポート」の考え方を取り入れた自主的・主体的な取 組を計画・実践していく。
- ・保護者・地域の協力を得て、6年間を見通した体系的・計画的な幅広い体験活動や交流活動を 児童に積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を推進する。
- ・学習規律の習得、学習の習慣付けを図るとともに、基礎・基本を十分に吟味した分かる授業、 言語活動の工夫や充実によりすべての子どもたちが参加し、活躍できる授業づくりに努める。
- ・インターネットによるコミュニケーションでは、メールやラインの誤解やすれ違いによるトラブルが生じやすいことを理解させるよう、インターネットモラルの指導を充実させる。
- ・学校独自アンケートを実施し、校内のいじめの実態を把握する。

5. 校内体制 組織対応について

・校内いじめ防止対策委員会を設置する。

校長 教頭 教務主任 保健主事 特別支援教育コーディネーター 養護教諭 各学年 状況に応じて スクールカウンセラー 特別支援教育巡回相談員

- ・委員長は教頭が行う。特別支援教育コーディネーターがセッティングをする。
- 具体的な年間計画と対応。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童や保護 者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童や保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

6. 重大事態への対応について

〇重大事態とは(国の方針より)

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、次のようなケースなどが想定される

児童が自殺を企画した場合 身体に重大な傷害を負った場合 金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合

- ・いじめにより、児童が相当期間(年間30日)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
- ○児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、<u>重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。</u>

7. 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言 を求めて、学校として組織的に動く。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、 PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願い する。

8. 【フローチャート】

いじめの訴えやアンケート調査、地域・関係機関からの連絡 などによる、いじめの可能性の把握

